

○犯罪被害者等の一時保護施設借上げ経費支出要綱の制定について（例規通達）

平成19年3月14日

例規（警）第9号

改正 平成24年9月5日例規（警）第19号

平成27年3月30日例規（警）第22号

令和2年8月20日例規（警）第33号

令和4年3月8日例規（警）第8号

注 平成27年3月から改正経過を注記した。

犯罪被害者又はその家族若しくは遺族（以下「被害者等」という。）は、被害直後から再び危害を加えられるのではないかという恐怖や不安を抱いており、特に、自宅が被害現場である場合は物理的に居住することが困難な状況となり、加害者が未検挙の場合は再被害を受ける危険性があるなど、現住居に引き続き居住することが困難となる場合がある。

そこで、被害者等の一時保護施設借上げに要する経費を公費負担し、その精神的・経済的負担の軽減を図るため、このたび、犯罪被害者等の一時保護施設借上げ経費支出要綱を別添のとおり定め、平成19年4月1日から実施することとしたので、積極的な運用に努められたい。

記

1 運用上の留意事項

(1) 一時保護対象者について（要綱第2関係）

本要綱における一時保護の目的は、再被害防止対象者の保護、及び被害者の精神的なアフターケアに配慮するものであることから、一時保護対象者については、自宅が被害現場になり、物理的に居住が困難になったもののほか、性犯罪被害等、再犯による生命又は身体に関する犯罪被害のおそれがある場合や、犯罪被害により精神的に帰宅することが困難に陥った被害者等も含むこととする。

(2) 支出に関する留意事項について（要綱第6関係）

ア ホテル等の宿泊施設を利用する場合は、支払いが事後となることを、あらかじめ借上げ施設に対して教示し了承を得ること。

イ 被害者等及び借上施設に対してはあらかじめの公費負担する旨を告げる際は、被害者のプライバシーに十分配慮すること。

ウ DV事案については、山形県婦人相談所等の公的施設での保護を優先させること。

別添

## 犯罪被害者等の一時保護施設借上げ経費支出要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が、自ら居住場所を確保することができない場合又は公的施設への避難が困難な場合において、一時的に安全な居住場所を確保するため、一時保護施設の借上げに要する経費（以下「借上げ経費」という。）の支出に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 一時保護対象者

この要綱による一時保護の対象者は、犯罪被害者等であって次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、捜査上の必要から居宅の使用を禁止されたものを除く。

- (1) 山形県警察再被害防止要綱（平成13年9月17日付け例規（警）第88号）の規定に基づき、再被害防止対象者に指定された者
- (2) 自宅が被害現場になった場合など、物理的又は精神的に居住が困難な状況となったもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、加害者が未検挙である場合など、再被害を受けるおそれが高い者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警察署長が一時的に安全な居住場所を確保する必要があると認めた者

### 第3 支出対象

支出する借上げ経費は、山形県内に在るホテル等の宿泊に要する経費（サービス料を含む。）とし、食事代は含まないものとする。

### 第4 支出手続

借上げ経費の支出手続は、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）の定めるところによるものとする。

### 第5 支出除外要件

次の各号のいずれかに該当する場合には、一時保護施設の借上げ経費の支出は行わないものとする。

- (1) 犯罪被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う組織又は集団に属していた場合
- (2) 犯罪被害者等が犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき犯罪被害者等の責めに帰すべき重大な理由がある場合

- (3) 犯罪被害者等が支出を希望しない場合
- (4) その他支出することが社会通念上不適切と認められる場合

#### 第6 留意事項

- 1 公的施設での保護が可能な場合には、公的施設での保護を優先させること。
- 2 警察署長は、支出の必要性の判断及び犯罪被害者等の意向確認を行うこと。
- 3 支出の必要性を認めた場合には、犯罪被害者等及び借上施設に対してあらかじめ公費負担する旨を口頭で明確に告げること。
- 4 警察署長は、借上げ施設を利用する犯罪被害者等に対し、自身の安全及び借上げ施設の安全を確保するために特段の注意を払うよう指導すること。
- 5 公費による一時保護施設の借上げを行ったときは、速やかに一時保護施設借上報告書（別記様式）により、ストーカー・配偶者からの暴力事案をはじめとする恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案が借上げ理由の場合は生活安全部人身安全少年課長（以下「人身安全少年課長」という。）を経由して、その他の事由が借上げ理由の場合は警務部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）を経由してそれぞれ警察本部長に報告すること。
- 6 警察署長は、公費負担の適否、範囲、公費負担手続等について疑義が生じたときは、借上げ理由に応じ人身安全少年課長又は広報相談課長と協議するものとする。

別記様式

第 号  
年 月 日

山形県警察本部長 殿

警察署長

一時保護施設借上報告書

事 件 名		
発 生 年 月 日	年 月 日	
事 件 概 要 及 び 借 上 理 由		
犯 罪 被 害 者 等 (一時保護対象者)	住 所 氏 名 年 月 日生( 歳)男・女 犯罪被害者等との続柄	
除 外 事 由 該 当 有 無	検 討 項 目	該 当 性
	加害者との関係に問題はないか。	有・無
	<input type="checkbox"/> 除外規定に該当するが支出する必要がある。 (理由 )	
	暴力的不法行為を行う組織又は集団に属していないか。	有・無
	犯罪被害者等の責めに帰すべき重大な理由がないか。	有・無
	犯罪被害者等が公費負担を辞退していないか。	有・無
支 出 金 額	円	
借 上 期 間	年 月 日 年 月 日までの間	
借 上 場 所	住 所 施設名 電話	
備 考		

別記様式

(一部改正〔平成27年例規(警)22号])